

平成 30 年 11 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 1031 第 2 号」により、下記項目につき算定条件が追加され、平成 30 年 11 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。
敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
ヒト精巢上体蛋白 4 (HE4)	200 点	生化Ⅱ 144 点	「D009」 腫瘍マーカー	「26」のヒト精巢上体蛋白 4 は、C L I A 法又は E C L I A 法により測定した場合に算定できる。
クラミジア・トラコマチス核酸検出	204 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「2」	ア (略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR 法、LCR 法、ハイブリッドキャプチャー法若しくは TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA 法又は TRC 法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。
淋菌核酸検出	204 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「2」	ア (略) イ 淋菌核酸検出は、DNA プローブ法、LCR 法による増幅と E I A 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA 法、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は TRC 法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA 法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は TRC 法においては咽頭からの検体も算定できる。

<p>淋菌及びクラミジア・ トラコマチス 同時核酸検出</p>	<p>286 点</p>	<p>微生物 150 点</p>	<p>「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 の「4」</p>	<p>ア（略） イ「4」の淋菌及びクラミジア・ト ラコマチス同時核酸検出は、TMA 法による同時増幅法並びにHP A法及びDKA法による同時検出 法、PCR法による同時増幅法及 び核酸ハイブリダイゼーション法 による同時検出法、SDA法又は TRC法による。淋菌及びクラミ ジア・トラコマチス同時核酸検出 は、泌尿器、生殖器又は咽頭から の検体によるものである。ただし、 男子尿は含み、女子尿は含まない。 なお、TMA法による同時増幅法 並びにHPA法及びDKA法によ る同時検出法、SDA法、PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイ ブリダイゼーション法による同時 検出法又はTRC法においては咽 頭からの検体も算定できる。</p>
---	------------------	--------------------------	--	--

以上